

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	メインストレッチャー修繕	27:医療用機器	日本船舶薬品(株)	3,325,536	令和1年7月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
2	はしご車伸縮装置等分解整備	37:自動車修理	(株)モリタテクノス	5,724,000	令和1年8月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
3	食道閉鎖式エアウェイ(LTS-D) 買入	27:医療用機器	(株)アダチ	5,027,400	令和1年8月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	

1

随意契約理由書

1 案件名称

メインストレッチャー修繕

2 契約相手方

日本船舶薬品株式会社

3 随意契約理由

救急車に搭載されているメインストレッチャーは、搬送される傷病者が直接乗車する部分にあたり、その安全性の確保は必須である。従ってメインストレッチャーを分解・点検・修理する場合は、使用する部品の品質や安全性が保証されており、また構造・特徴を十分に理解したうえで整備する必要がある。

当該メインストレッチャーを製造したファーノワシントン社（以下「メーカー」という。）は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社を日本国内における独占代理店に任命している。上記業者は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社が指定する、大阪府内における唯一の販売代理店であり、メーカーにより品質・安全性が保証された純正部品の入手や、点検・整備技術の提供並びに指導をメーカーから受けており、当該メインストレッチャーの安全かつ確実な点検・整備が可能な業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6191）

2

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

はしご車伸縮装置等分解整備

2 契約の相手方

株式会社モリタテクノス

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに、はしご車の安全基準に基づき設計・製作され、消防活動上確実な動作と人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は、株式会社モリタ製であり、車両ぎ装全般について独自の技術で設計・製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分があり、点検整備には、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記業者は、製作会社からはしご車点検整備業務などメンテナンス業務の一切を移管された唯一の業者である。

よって、本業務は上記業者以外では履行することができないため、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6191）

3

随意契約理由書

1 案件名称

食道閉鎖式エアウェイ（L T S - D） 買入

2 契約の相手方

株式会社アダチ

3 随意契約理由

食道閉鎖式エアウェイ（L T S - D）は、心肺停止傷病者に対して救急救命士が医師の指示により実施する特定行為（器具による気道確保）に使用する救命資器材であり、救急活動上必要である以下の6点の性能を有する必要がある。

- ・ 挿入が容易で他の機器と接続でき、固定性があること
- ・ 気密性があること
- ・ ハンドフリー状態で活動ができること
- ・ 食道疾患傷病者への使用が可能であること
- ・ カフの注入操作が1回の操作でできること
- ・ ディスポ（単回使用）タイプであること

上記すべてを満たす製品はスミスメディカル・ジャパン株式会社製のラリングルチューブサクシオンL T S - Dのみであり、株式会社アダチはスミスメディカル・ジャパン株式会社を取り扱う消防機関向け製品の大阪市における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急） （電話番号 06-4393-6628）